

## 令和6年度第1回亀岡市総合農政計画審議会資料

## 1 亀岡農業振興地域整備計画の変更について

《資料2参照》

## 2 第9回特別管理のスケジュールについて

## 令和5年

- 7月24日 関係機関に公共事業の有無の照会  
 8月1日 各町・集落営農（農家）組合長、農業委員、農地利用最適化推進委員等に対する説明会実施  
 4日 //
- 7日 //  
 9日 //
- 8月31日 公共事業の有無の回答  
 10月31日 農家組合長からの申請提出期限  
 （内容のチェック、不備の指摘）  
 ↓  
 ~12月 提出遅れの組合も含め申請書類の確認完了  
 基礎調査開始（書類審査等）  
 ↓

## 令和6年

- 1月~ 基礎調査  
 9月~ 基礎調査取りまとめ、原案作成  
 11月6日 第1回総合農政計画審議会で素案検討  
 以下予定 第1回審議会で素案に対する意見があれば反映・修正  
 12月18日 第2回総合農政計画審議会で変更案検討  
 変更案の意見照会（農業委員会等）

## 令和7年

- 1月 京都府と事前協議  
 2月 計画案の公告縦覧（30日間）  
 3月 異議申立（15日間）  
 京都府と本協議  
 公告 第9回特別管理終了

## [次回の一般管理の予定]

令和7年

5月末 一般管理受付〆切（新年度ごろから受付開始）

11月 一般管理に係る公告予定

※以降、5月末〆（11月公告予定）、10月末〆（3月公告予定）の年2回実施

## 3 第9回特別管理における亀岡農業振興地域整備計画の変更（案）について

《資料3及び4参照》

## 4 第9回特別管理における主要個別案件について

《資料5参照》

## (1) 資材置場への転用に伴う、農振農用地の除外

(篠町王子桜木2他 計21筆、計7,688㎡、地権者計4名)・・・地図(1)

○近隣に存在する亀岡合砕共同組合の砕石場に伴う資材置場として除外希望申出。砕石場の資材置場に必要面積が不足しているため事業者が用地を探しており、各地権者が高齢で耕作ができないため事業者に協力したいと考え、申出があったもの。

(2) 介護施設の老朽化による新施設建設に伴う、ほ場整備地である農振農用地の除外  
(旭町年角115、1筆、1,415㎡のうち700㎡、地権者1名)・・・地図(2)

○既存の介護施設（デイサービスセンターさくら）は老朽化が進んでおり、地元からも建て替えの要望がある中、約70人/日の利用があり、建て替え中の代替施設が必須となることから、令和5年9月頃から農林振興課・農業委員会に個別に相談あった案件。一時転用による対応を検討したが条件が合わず、除外申請に至る。地元住民が利用する施設の建て替えであり、他に代替地もないことから、やむを得ずほ場整備地である農振農用地を除外する。

## (3) 工場の駐車場拡張に伴う、ほ場整備地である農振農用地の除外

(吉川町吉田岩ノ上100,101、計2筆、計2,929㎡、地権者計2名)・・・地図(3)

○医療機器部品や精密スプリング等の製造業を営むマルホ発條工業株式会社の亀岡工場において、現敷地内に新工場棟を増築することに伴い、駐車場用地の拡張を希望し除外申出があったもの。（令和4年度にも、同様に工場棟の増築に伴う駐車場用地拡大のため、工場南側農地の農振除外履歴あり。）

地元雇用拡大にも貢献する駐車場用地の拡張のためであり、他に代替地もないことから、やむを得ずほ場整備地である農振農用地を除外する。

(4) ききょうの里の駐車場用地に伴う、ほ場整備地である農振農用地の除外

(宮前町猪倉北垣内 30、1 筆、2,915 m<sup>2</sup>のうち 730 m<sup>2</sup>、地権者 1 名)・・・地図(4)

○ききょうの里に来園する観光客の大部分が自家用車や観光バスを利用する現状において、当該地は令和元年5月から露天駐車場への一時転用許可を受けて臨時駐車場用地として活用していた。(令和4年5月に再度一時転用許可を受けて利用を継続。)

商工観光課を通じて、今後更なる集客増加を目指す中、当該地を恒久的な駐車場として活用したいとの相談があり、除外申出に至ったもの。

亀岡市の観光資源の利便性を向上させるものであり、他に代替地もないことから、やむを得ずほ場整備地である農振農用地を除外する。